

第13回平成19年12月与謝野町定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年12月4日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後0時02分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書
(提案～委員会付託)
- 日程第 5 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案～表決)
- 日程第 6 議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案～表決)
- 日程第 7 議案第106号 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(提案～表決)
- 日程第 8 議案第107号 与謝野町職員の給与に関する状況の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 9 議案第108号 保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例の部改正について
(提案説明)
- 日程第10 議案第109号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野町障害者就労継続支援施設条例の制定について
(提案説明)
- 日程第11 議案第110号 峠辺地に係る総合整備計画の策定について
(提案説明)
- 日程第12 議案第111号 香河辺地に係る総合整備計画の策定について
(提案説明)
- 日程第13 議案第112号 温江上辺地に係る総合整備計画の変更について
(提案説明)
- 日程第14 議案第113号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)
(提案説明)
- 日程第15 議案第114号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
(提案説明)
- 日程第16 議案第115号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)
(提案説明)
- 日程第17 議案第116号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第18 議案第117号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
(提案説明)
- 日程第19 議案第118号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第 2 0 議案第 1 1 9 号 平成 1 9 年度与謝野町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 1 2 0 号 平成 1 9 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

師走に入りまして、ことしもいよいよあと1カ月を切ったというふうなことになってまいりました。

本日ここに第13回平成19年12月定例会が招集されました。議員の皆さん方、また、理事者には大変ご苦勞さんでございます。この会期中の皆さん方の議会運営について特段のご協力をお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえておきたいと思っております。

なお、本日、平野野田川地域振興課長が病氣療養のために、ちょっと欠席になっておりますので、長島課長補佐が出席をしておられますので、ご報告申し上げておきたいと思っております。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第13回平成19年12月定例会を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思っております。

ご報告いたします。

お手元に配布しておりますように、本定例会に提出されております議案は、請願第3号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書ほか17件であります。

以上、18件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、

9番 井田義之議員、10番 赤松孝一議員。

以上、2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは最初に、文教厚生常任委員会が行政視察をされておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

次に、一部事務組合の議会の報告も同時によろしくおしいたいと思っております。

与謝野町宮津市中学校組合の報告を続いておしいたいと思っております。

上山議員。

3番(上山光正) 皆さんおはようございます。

それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、文教厚生常任委員会の行政視察の

報告をさせていただきます。

平成19年10月17日、18日、この両日に実施いたしました、長野県下條村を視察いたしました報告をさせていただきます。

長野県下條村を視察いたしました時間は、午後2時から2時間程度行わせていただきました。

研修内容ですが、「自立の村づくり」と「少子化対策について」ということでお伺いをいたしております。

出生率が下がり続ける日本で、逆に出生率の上がった下條村は、節約財政で若者定着策を徹底して行い、政策の転換以外で過疎の村が自立するのは難しいということから、9年前より毎年1棟ずつ住宅を建て続けており、若者向けの集合住宅は計9棟に達しておりまして、現在112戸は既に入居いたしております。

村の人口は10年前、4,000人に満たなかったものが年々ふえ続けまして、昨年は4,215人になり、現在の1,260世帯のうち1割以上が移住してきた新住民であります。

国の合計特殊出生率、これは1人の女性が生涯に生む子供の平均数ですが、03年に1.29と落ち込む中で同村では逆に1.80、それから98年、丸2年の平均にしますと1.97、このように伸びているところでございます。

また、19年度に建設した村営住宅12戸、これは家賃が月3万6,000円と格安で、それで村外から既に若い夫婦が移ってきているということでございます。申し込みに応募した約40世帯から条件に合う家庭を選んだその条件とは、今後子供がふえる見込みがあること、それからもう1点は、消防団に入ること、こういったことが条件となっております。

また、92年から村長の公約は、いつも人口をふやすことということとなっております。村外から若者を招き、定着してもらうために安い集合住宅、屋内プールなど若者向けの施設整備に加え、子育てをしやすいように中学3年まで医療費無料化にも踏み切っておられます。

主産業であった村の養蚕業も安い外国種に押され、昭和40年代に廃業が相次ぎました。急激に進む過疎化に対しまして、徹底した財政の節約に転じておられます。

まず、60人いた役場職員を37名に削減、村の貯金である基金は昨年度、年間予算にほぼ匹敵する約2.7億円に達しております。初めは職員組合との対立、また、削減に対する意識改革と退職者不補充という、これらは住民サービスの低下には、どうしても自助・公助・共助、これへの理解が必要ということございました。

一方で、地区内林道の道路整備は、村からコンクリート等の必要な資材を提供を受け、実際の公共事業は集落の住民が出て行い、したがって、労力は無料奉仕でございます。この方式だと業者発注に比べまして約5分の1の費用で済み、村が生き残れるのはこの方法しかないということで、住民に説得をいたしました。そこで得たものは、目標を定め明確な指示を出せば公務員は働く能力があり、すべてトップの姿勢次第ということで、意識改革はできるということでございます。

もう1点は、財政は冷やかな数字ということで、改革にモデルはなく、みずからの中にあるということでございます。財源の分母が小さく、平地が極端に少ない下條村が残れたのも、村長の実行力と行財政改革への理解を示していただいた村民の気持ち、これが一番すばらしかったんだということございました。

地方交付税が減らされても揺るがない自信と大成を目指した下條村、逆に小さい過疎の村だからできたことで、意識改革とリーダーの強引な努力の結果でございます。しかし、将来の明るい展望と陰りが同居している下條村を、私としては住みたくない村ということを感じて研修を終えました。

次に、10月18日、愛知県尾張旭市、ここでも研修を午前10時から2時間程度行っております。

研修内容は、「公民館活動について」「WHO健康都市」「尾張旭市公共交通」、この3点についてお伺いをいたしております。

住みたくない村の視察から一変いたしまして、住み続けたいなるまちの尾張旭市、この窓口におきましては、視察案内の行き届いた事務職員の対応に対しまして、私ども委員会一同は気持ちよく研修が受けられる環境を予感いたしまして、研修室に案内を受けたわけでございます。

面積は、平成17年4月、21.02平方キロメートル、人口は7万9,220人、1世帯当たりの人数は2.6人、人口増加率は前年度対比で0.7%。それから将来の人口についてですが、基本構想によりますと、平成25年に8万8,000人を目指しております。

視察の1点目の公民館活動についてですが、生涯学習課と公民館の二つの係がありまして、資料に基づきまして、公民館活動について説明を受け、中央公民館を本館に、小学校区に1公民館を設置しており、9公民館を管理運営をいたしております。

自主活動団体の育成助成として使用料の免除、これは公民館等を活用場所として生涯学習を行っている自主活動団体を育成、援助するため、公民館等使用料の免除を行うということで101団体の活動を支援をしております。

公民館等利用者協議会補助金の交付もされておまして、地区公民館等の利用促進、地域社会の振興を目的といたしまして、地元自治会、学習サークルなどに公民館利用団体で組織する各地区公民館等利用者協議会、これを設立されまして、公民館活動の運営費用に充てるための補助金として交付をされております。各地区公民館利用者協議会、これは9団体ありまして、補助金はおのこの年額9万円を交付されております。

それにWHO、これは世界保健機関なんですが、健康を個人の責任とするのではなく都市そのものを健康にする、この考え方にに基づきそれぞれの都市の実情や抱えている課題を踏まえた健康都市の将来構想を持ち、それに向かっている都市を健康都市としているわけでございます。

その中身は、寝たきりにさせないまち、もう1点、外に出かけたいなるまち、もう1点、住み続けたいなるまち、この三つの目的を掲げまして、各分野にまたがる関連施策の連携を図り、総合的な方針を示しております。

まず、まちのバリアフリー化と公共交通網の整備、市内4ルートを試験運行中であり、各ルートを8往復と回数をふやし、料金も1回の乗車ごとにワンコイン、つまり100円、これを乗り継ぎ料金として安く設定をされております。また、各ルートを終日、1時間ごとに1本の運行、運行車種は9人乗りワゴン車、つまりジャンボタクシー。それが満車時の場所は無線で、別の車両を配車していただきました。待ち時間は大体10分から15分ということでございます。

これら市民同士のふれあいを促進し、スーパーから銀行、そして諸自治区、教育、各公共施設に至るまで、まちを不自由なく移動できる環境づくりに活用されております。

さらに水害から守るまちづくり、犯罪から守るまちづくり、交通災害から守るまちづくりなどを上げておられます。そして安全な食の提供を進めるとともに、地元農産物の消費などを推進し、食に対する知識を子供のころから身につけるために、正しい食の教育と、規則正しい食習慣が身につく子供への育成について推進しておられます。

平成18年度、公民館事業の実施結果から見させていただきますと、各講座とも定員数に達しており、約3分の1の講座がしっかり定員数を満たしておりました。館長及び企画担当者の発案には、いろいろな独自の発想が見られ、地域住民を対象にふれあい講座を開設、種々さまざまな講座の受講生勧誘、運営ともに、ご苦労が読み取れる内容でございました。

また、公民館講座のうち学習講座とパソコン講座は、勤勉な受講者数を確保され、特に、成人大学講座の古典文学、歴史、教養等8講座の受講者数は、約80%の人員確保がされており、勤労青年を対象とした8講座は、定員と同数の受講者でありました。まことに驚きであります。

公民館の作品展示会に146団体、2,994点の出展、これは出展によってグループ活動の目標と、その励みとなり、1開催期間16団体、401点の作品展示に顕著にあらわれております。

さらに地域活動の支援として公民館等利用者協議会を組織し、公民館活動の運営費活用に充てるため、先ほど申し上げました協議会9団体に対して、各9万円の補助金を交付しております。

このように与謝野町にも従来からの支援状況にかぶせて、地域の活動支援として運営費用に充てるために補助金交付の準備を望みたいと思うわけですが、委員会の視察研修に所管課長クラスの同行が、いまだ認められていない状況の中では、与謝野町の元気回復が遅れることは必至であると思います。

私は特にWHOは都市そのものを健康にするため、寝たきりにさせないまち、外に出かけたくなるまち、住み続けたくなるまち、どこにでもある発想でございましたが、これを正式に取り上げ、そして皆さんで認め実践したところが、非常にすばらしいまちであったなということで研修を終えております。

以上が、文教厚生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

続きまして、平成19年第3回与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成19年10月30日午後1時30分、本庁の3階大会議室で開催されました。

本定例会は副管理者が公務欠席のため、代理といたしまして宮津市松田副市長が出席、また下野議員より、月例検査のため欠席届が提出されておりました、出席議員は11名で定足数に達しており会議は開会されました。

審議内容ですが、与謝野町の条例に準じて4議案が提案され、与謝野町宮津市中学校組合特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正、同じく教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正、同じく職員の育児休業等に関する条例の一部改正、同じく職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について審議をさせていただきました。

いずれも質疑、討論もなく、起立全員で可決いたしました。

次に、平成19年度与謝野町宮津市中学校組合会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ14万4,000円を追加いたしまして、補正額の総額を

4,788万4,000円とする提案でございました。

補正額の内容につきましては、歳入の府補助金8万4,000円と繰越金6万円です。歳出の教育総務費は5万1,000円と、中学校費11万5,000円から予備費2万2,000円を差し引いた額、歳入歳出それぞれ14万4,000円が補正をされました。内容は、外国青年招致費で、特別旅費1泊2日であったんですが2人分と、学校管理費の委託料、植木刈り込み委託料等でございました。

これも質疑、討論はなく、起立全員で可決いたしました。

次に、平成18年度与謝野町宮津市中学校組合会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額は7,333万7,126円、歳出総額は7,317万2,554円で、歳入歳出差引16万4,575円の黒字となったわけでございます。

歳入の前年度対比は791万9,681円の減少となり、これの主な原因は分担金の減額にあります。昨年度は学校施設の耐震診断を実施したことにより、町市の分担金もありましたが、本年は分担金及び交付税が減額となり、また、教育分担金を比較しましても、約760万円の減額となりました。

歳出の方も前年度対比で609万4,025円の減額となり、主な要因ですが、耐震診断を実施したことで、教育費の支出額が約1,290万円増額したことと、公債費の償還年度が最終年度となったことで、約1,910万円の減額となり、そして差引600万円の減額となりました。

なお、与謝野町宮津市中学校組合足立代表監査委員より決算審査意見書の4項の中に、その他例規集が新規に印刷、配布されておりますが、内容の整理の方も望みたいと、こういう一項がありました。その内容につきましては、特別職の報酬は減額でなく日額にすべきという点と、職員の給与条例等一部条例改正の件でございますが、与謝野町の条例に準ずるという点が指摘を受けております。つまり与謝野町の議会で給与改定が可決されますと、宮津市の議会選出の議員の皆さんは、給与改定の論議に参加する場がないという点が、特に指摘をされたわけでございます。

また、質疑の方は、糸井議員が決算の書類の提出の関係、井田議員が耐震調査の関係、小田議員が通学バスの委託料の関係、宇都宮議員が学校のプール管理の関係を質疑されましたが、討論なく、起立全員で可決いたしました。

以上が、平成19年10月30日に開会されました定例会の審議内容であります。簡単な説明となりましたが、報告にかえさせていただきます。

終わります。

議長（糸井満雄） ありがとうございます。

続きまして、私から宮津与謝消防組合、広域市町村圏組合、並びに京都府町村議会議長会、後期高齢者医療広域連合の報告をさせていただきます。

私は今少し簡単にまとめましたので、それを今書類を配らせていただきますのでご参照願いたいと思います。

それでは報告いたします。演壇で報告させていただきます。

まず、10月19日、平成19年第2回宮津与謝消防組合の議会定例会が開催をされました。

議案といたしましては、専決処分が1件でございます。これは給与条例の一部改正でございます。全員で承認をいたしております。

次に、人事案件が1件提案されました。これは公平委員の選任で、与謝野町の上田宗一氏が選任をされております。

さらに、次に条例の一部改正2件上程されました。一つは、情報公開条例、これは郵政公社が民営化になりましたので、それに伴う改正でございます。それからもう1本は、特別職の報酬に関する条例でございまして、これは収入役が廃止によるものでございます。

それから、平成19年度の一般会計補正予算が上程されまして、これは内容的には繰越金増によるもので、361万9,000円の追加補正がされたものでございます。

さらに、平成18年度一般会計決算の認定について上程されました。歳入総額は8億5,665万3,000円、歳出総額は8億4,753万3,000円で、実質収支が912万円でございます。若干の質疑がございましたけれども、いずれも全員賛成で可決、認定をされております。内容につきましては、省略させていただきますけれども、いずれも可決、認定をされております。

さらに一般質問につきましては、宮津市の議員が質問に立ちまして、組合規約第13条第2項の規定について一般質問がされました。これは分担金の項でございまして、基準財政需要額によって分担金が定められておりますけれども、この分担金をめぐって与謝野町の手当金の問題で、いわゆる財政需要額が1町の手当と3町の手当と二通りあるわけなので、暗にそれを3町の合計額ですべきではないかなというふうなニュアンスに私は取りましたけれども、そういった一般質問がされました。管理者からは、今後協議するという回答にとどまっておるというふうに思っております。

以上、消防組合の報告にかえておきたいと思っております。

続きまして、10月23日、平成19年第2回丹後地区広域市町村圏事務組合議会の定例会がございました。議員として、私と総務委員長の赤松総務委員長が出席をいたしました。

これも専決処分が1件ございました。これはふるさと市町村圏事業の特別会計補正予算で、繰越金の確定によるものでございます。全員賛成で承認をいたしております。

続きまして、平成18年度の決算が上程をされました。一般会計決算では、歳入総額が2,137万8,465円、歳出総額が1,919万8,843円、実質収支が217万9,622円の黒字でございます。

さらに、ふるさと市町村圏事業の特別会計につきましては、歳入出総額が1,702万6,880円、歳出総額が1,600万5,518円で、実質収支が102万1,362円の黒字でございます。1、2名、若干の質疑がございましたけれども、いずれも賛成全員で可決、認定をしております。

さらに、特別職、職員の報酬に関する条例の一部改正について提案されました。これは収入役廃止に伴うものでございまして、可決をいたしております。

以上が、丹後地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の報告とさせていただきます。

次に、11月30日、第51回町村議会議長全国大会、並びに第32回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、あわせて行われました。場所は、東京NHKホールでございます。来賓として、内閣総理大臣ほか衆参両院議長、総務大臣、自民党、民主党の代表、町村会長が来賓としてお見えになり、あいさつを受けました。

メインスローガンとしては、真の分権型社会の創造を目指してというメインスローガンを掲げ、決議として、地方分権改革の実現を期するなど13項目を決議をいたしました。

また、特別決議として、分権時代に対応した基礎自治体の確立に関する特別決議、並びに地方交付税の復元、増額等に関する特別決議。以上2本を、特別決議として決議をいたしました。

さらに、要望といたしまして、地方分権改革の実現、町村財政の確立強化など23項目、あるいは、交通体系の整備促進に関する各9地区より出されました要望9件を、要望として提出されました。それぞれ確認したところでございます。

あわせて、豪雪地帯における決議、要望も採択されました。今後、政府に対して強力に要望活動を展開することを確認し、最後に頑張ろうコールを行い、閉会をいたしました。

なお、この後、記念講演として、俳優の菅原文太さんの講演がございました。テーマは「自立・自尊・自給率」ですか、そんな内容の講演がございました。閉会をしたところでございます。

それから、その中には書いておりませんが、実は11月27日に京都府議会、市町村議会の正副議長合同研修会が京都のルビノで開催されまして、私と副議長の服部副議長と二人、出席をさせていただきました。

演題の内容につきましては、「地方分権と府政への展望」ということで、京都府知事の山田知事が講演をされる予定でございましたけれども、急遽、全国知事会が開催されまして、急遽、副知事の麻生副知事が講師としていろいろとご講義をいただいたところでございます。

最近の京都府における市町村の問題、あるいは全国の状況等を踏まえながら、地方がやはり元気にならなければいけないということで、地方再生力を高めることが大変大事だと、重要だというふうな講演であったというふうに思います。

さらに、現在京都府の中で進めておる事業につきまして、5点ばかり申し上げておきたいと思っております。これは報告がありましたので、申し上げておきたいと思っておりますが、一つは、来年4月に組織改正を図りたいということでございました。現在、京都府は室という部を設けておりまして、「課」ではなしに、「室」ということでしておりますけれども、やはりそぐわないということで「課」と「部」ということに、「室」も一部残るようでございますけれども、そういうふうな組織改正を図りたいということでございました。

さらに、文化環境部を創設したい。それから商工労働観光部をつくっていききたい。これは各課、室が統合されるだろうというふうに思うわけですが、さらに建設交通部というものもつくっていききたいということで、来年の4月に組織改正を図っていききたいということが報告されておりました。

二つ目には、税の共同化が言われておりますけれども、この共同化についても今後進めていききたいということでございましたし、三つ目には、やはり何と言っても道路整備。今、南の方でも第二名神道路その他いろいろと整備されておりますし、北部では京都縦貫自動車道の整備が今進められておりますけれども、引き続き整備を行っていききたい。さらに、ETCの設置もやっていききたいということでございました。

それから5点目に、平成23年10月ごろに予定されているようでございますけれども、秋に国民文化祭を京都で開催をしたいということで、そろそろ準備を進めていかなければならないんですが、こういう国民文化祭というものを計画をしておりますので、ひとつ皆さん方にご協力を

願いたいというふうなことがあります、今5点の問題について京都府の中で進めておるので、ひとつよろしくお願ひしたいということが報告されておりましたので、ご報告を申し上げておきたいと思ひます。

それから12月1日に、実は問題の京都府後期高齢者医療広域連合議会、19年第1回定例会が開催をされました。私、議員になっておりますので出席をいたしました。

簡単に内容的に申し上げますと、まず、人事案件が2件提案されまして、全員で承認いたしております。これは北部広域連合長の選任でございまして、汐見井出町長と栗山亀岡市長が再任をされております。

それから、平成18年度の一般会計決算が上程をされまして、これも認定をいたしました。

しかしながら、この決算内容につきましては、執行がありません。設立が2月1日でしたので、3月31日までの予算でありましたけれども、執行はゼロでございまして、執行はございませんでした。しかしながら、これも上程をされまして、認定をさせていただきました。

それから、京都府後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の制定について上程をされました。内容につきましては、先月28日に全員協議会で皆さん方にご説明をさせていただいた内容でございます。

質疑者は6名ございました。木津川市、福知山市、京都市、宇治市の2名、与謝野町、これは私なんです、6名によって条例、あるいは医療制度全般にわたりまして質疑がございました。討論は反対討論が2人、賛成討論が1名の後、賛成多数で可決をされました。若干、後で内容的には申し上げますけれども、状況につきましては、そういった内容でございます。

さらに、請願が1件提出をされました。項目につきましては、後期高齢者の受療権を守るための制度改善を求める請願書でございます。この議会につきましては、委員会がございませんので、委員会付託ということはございません。したがって、本会議の中での審査ということになりましたけれども、残念ながら不採択ということになりました。

さらに、意見書が3件提出されました。1件は、後期高齢者の医療に関する意見書、もう一つは、後期高齢者医療制度の実施を凍結するよう求める意見書、さらにもう一つは、後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書、この3件が提案されました。

一括提案されまして、若干の質疑がございましたけれども、採決の結果、2件が否決、1件が可決ということになりました。可決されました意見書につきましては、皆さん方のお手元に配布いたしております内容でございます。

申し上げますと、一つは、高齢者が将来にわたって適切な負担で、安心して医療を受けることができるよう、被保険者の負担軽減を図る観点から保険料のあり方について検討を行い、検討の結果、必要となる財源は国において確実に措置すること。

二つ目に、低所得者の負担軽減を図るため、保険料の軽減判定の仕組みについて保険料の賦課方法と整合がとれるものとなるよう改善を行うこと。

三つ目は、地域や特定の診療科の医師不足を解消し、地域間の医療格差を是正するために財政措置を含めた必要な措置を講ずること。

四つ目には、後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるよう配慮すること。

以上、4点につきまして、意見書を提出することにいたしました。なお、この意見書の提出に当たりましては、私も連名の提案者とさせていただきます。

以上、提案されました意見書が、可決されております。

なお、一般質問が1名ありまして、内容は整理が必要、後期高齢者医療制度ということで、一般質問がありました。私も28日の皆さん方の意見を、この場でお聞きをいたしました。さらには、共産党議員団の方からも要望書をいただいております。したがって、私の方から若干の質問をさせてもらいましたし、要望もさせていただきます。

その中で、強く特に申し上げておいたのは、要望いたしましたのは保険料の設定の問題で、基本的には府内一律の保険料となっておりますけれども、最も高い自治体と最も低い自治体を比べますと、これは伊根町が一番低いんですけれども、その次に与謝野町ですが、50%に近い格差がある。したがって、これは附則第6項なんですけど、6年間の特例が設けられて、不均一保険料となっておりますのでございます。

しかしながら、この問題については、今後、市町村間の医療費の格差が容易に縮まるというふうには考えられないわけなんで、不公平感をぬぐい去るとはできないということで、連合としてこういったことのないように救済措置を含めて、ひとつ強力でこういった解消に努めていただきたい。そのために財政措置を必要とするならば、京都府に対しても財政措置を含めての要望、お願いをしたいということで、この点については強く申し上げておきました。

なお、後期高齢者医療制度における費用負担につきましても、ちまたでは1割が1割5分とか何とかいうふうなうわさもありますので、そういった可能性がなきにしもあらずでございますので、さらには医療報酬の体系につきましても包括払い、包括定額制というのが云々言われておりますので、そういったことがないようにひとつ処置をしていただきたい。

さらには、この制度にふさわしい医療ができますように、そして高齢者が安心して治療ができる体制にさせていただきますようお願いをしたいということで、特に要望を申し上げておきました。

さらに、賦課は個人、減免は基礎値は世帯単位というふうなことでもございますけれども、そういった問題、あるいは保険料全般的な問題につきましても、この4項目における意見書の中で、反映ができたのではないかなというふうに思っております。

したがって、皆さん方からいただきました意見につきましては、私は十分ではなかったかもわかりませんが、精いっぱい広域連合の中で意見反映ができたのではないかなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくご理解のほどお願い申し上げます、私の報告を終わらせていただきます。

上田「そういち」と言うたようでございますけれども、「むねかず」さんだそうでございます。おわびを申し上げます、訂正をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さんおはようございます。

暦も12月に入りまして間もなく大雪を迎え、日一日と寒さが厳しくなりますきょうこのごろ

でございます。東北地方では先月下旬にも、この時期としては観測史上記録的な大雪となり、丹後地方でもこの冬は連年のない大雪かと懸念されるところでございます。

また、インフルエンザの流行の兆しも始めつつあり、議員の皆様方も体調を崩されないように、健康には十分ご留意していただきたいというふうに思います。

そういう私も9月議会より、よく咳をしておりましたが、いまだ治らず、養生がきちっとできてないことをおわびし、この議会中にも、また咳が出ることがあるかというふうにも思いますが、

しかし、そうした中でございましたけれども、今、る議長の方からも報告がございましたが、私も先月中旬以降、東京でのいろいろな大会、あるいは要望活動等を行ってまいりましたことについて、若干報告をさせていただきたいというふうに思います。

ことは地方自治法施行60周年の記念の年でもあり、せんだって20日に東京にて、その記念式典がございました。議長も一緒させていただきましたが、その後、全国都市公園整備大会、あるいは全国史跡整備市町村協議会、また、治水事業促進大会、週を明けまして全国治水砂防促進大会、森林林業振興全国大会、全国市町村長大会、あるいは簡易水道整備促進大会、下水道整備促進大会等々の大会に参加をし、その後、要望活動にそれぞれ行かさせていただきました。本当に何キロ歩いたかなと思うくらい東京の要望活動は、各先生方、あるいは省庁を回りますので、そうした中でいろいろな訴えをしていきました。

その中で、ぜひ皆さんにご披露しときたいなと思っておりますが、全国町村長大会のときに出しました決議でございます。この内容を若干申し上げますけれども。

決議。果たして町村はこのまま存続し得るであろうか。平成の大合併により、2,500余あった町村は1,000近くにまで急減した。今回の一連の合併は地域に何をもたらしたか。

本当に地域が活性化したと言い得るであろうか。いわゆる構造改革の陰の部分が地方を覆い、いまだ景気回復を実感できないでいる。これらは「地域の再生」というよりも、むしろ「地域の衰退」を招くこととなり、地域間格差はさらに拡大している。

加えて、三位一体改革によるわずかな税源移譲と、5兆円を超える地方交付税の削減により、税源が少なく自主財源に乏しい町村は、かつてない財政的苦境に追い込まれている。

このような危機的な状況を打破するためには、我々町村長が不断の決意と、揺るぎない信念を持って、引き続き行政改革に全力を傾注し、新たな発想と地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる地域社会を実現するとともに、これに必要な財政的自立のための財源を確保することが不可欠である。

よって政府は、農山漁村が果たしてきた公益的な機能・役割、そのかけがえのない価値を十分認識し、町村が自立し、安定した財政運営のもとでさまざまな施策を展開しうよう、特に、6項目に対し、特段の措置を講じるよう強く要請するというような内容でございます。

まさしく今、我々が置かれている状況の中で、私たちがやるべき仕事、また、国に対する仕事、それらを明確にし、40ほどあります要望を手渡したところでございます。

また、東京におきまして京都府の町村会の臨時大会もございました。その内容は、22日の日に京都府に対する要望も山田知事あてに出しております。それらの中身につきましても、20項目ございますけれども、また、皆さん方にも目にとめていただく機会を持ちたいと思っておりますので、要望書につきましては、一部議会事務局の方に届けておきたいと思っておりますので、またごらんいた

だけたらというふうに思います。

そうした全国的にも日に財政の厳しい中でございますけれども、本日、第13回平成19年12月与謝野町定例議会を招集させていただきました。

議員の皆さんには、公私とも大変ご多忙にもかかわらずご参集賜りましたことを、心より厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様もご承知のことと思いますが、昨年11月に与謝野町の総合計画審議会を立ち上げ、今日まで1年間をかけ、今後10年間のまちづくりの指針となる町総合計画の策定に取り組んでまいりました。先月の28日の議会全員協議会におきまして、計画の内容をご説明をいたしましたところでございますし、30日には最終の総合計画審議会が開催され、議員の方々のご承認がなされました。そしてあすの5日に、審議会会長より答申をいただくこととなっております。

今議会におきまして、町総合計画の基本構想を追加議案として上程いたすこととしておりまして、多くの委員の方々の参画のもと行政との協働により、みんなの計画、広がる計画、できる計画として、結実した総合計画となったものと考えております。

あわせまして効率的な行財政システムと、持続可能な今後の行財政運営を確立させるための町行政改革大綱につきましては、行政改革推進委員会より9月下旬に大綱の答申をいただき、今後において大綱に基づく実施計画を策定することとしております。

さて、この12月の定例会に上程いたします議案につきましては、人事案件、条例の制定及び改正、辺地計画に係る策定及び変更、補正予算等の案件、計17件の議案上程となります。ほかに追加議案として、2件を予定しております。

各議案の詳細につきましては、後ほどの議案提案の中でご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、現在、新年度予算の編成作業中でございまして、町総合計画及び町行政大綱に基づき、既存事業や、あるいは懸案事項の再検討及び再精査を行い、重点施策等の計画的実施に向けまして、課内及び課間の調整はもとより関係機関、団体等と調整協議をし、創意工夫することにより経費削減に努めるよう職員に指示しており、将来の負担に耐え得る予算にしたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後の施策を進めるに当たりメリハリをつけ、必要最小限の予算をもって住民福祉の向上に最大限の効果をいかに発揮できるかを常に念頭に置き、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

町総合計画及び町行政改革大綱の策定により、合併2年目にしようやく新町の大きな第一歩が踏み出せるとともに、礎を築き、より豊かな町へと発展を願うものでございます。

今議会におきましても議員の皆様のご活発なご意見、ご議論をいただきますとともに、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。第13回平成19年12月与謝野町議会定例会開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（糸井満雄） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

ただいま30分でございますので、10時45分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

（休憩 午前10時30分）

(再開 午前10時45分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4 請願第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

野村議員。

1 番(野村生八) それでは、全日本年金者組合京都宮津与謝支部から提出されました、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について、提案説明をさせていただきます。

まず、内容ですが、住民税の増税、国民健康保険、介護の負担増など、私たちの生活と将来が大変です。その上、来年4月からは新しい制度が始まります。

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の国民を今の国保や健保から追い出して、後期高齢者だけの医療保険に加入させます。高い保険料を年金から天引きで強制徴収し、しかも2年ごとに自動的に引き上げ、窓口支払いの人が滞納した保険証を取り上げる。また、医療内容を制限し差別する受診や薬の制限、入院患者の追い出しと在宅死の推進を図るなどです。これに対し、早く死ねということかという高齢者からの怒りの声が起こっています。京都府後期高齢者医療協議会でも、制度への怒りの声が出されました。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が財政負担し、高齢者があらゆる範囲で、十分な医療が受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。したがって、以下の点を強く求めますとしていて、請願事項として、後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう国に意見書を出していただくことという内容です。

補足説明をさせていただきます。

内容にも書いてありますように、国において後期高齢者医療制度が可決をされて、そしてその内容が決まっていくに従って、その内容が国民の中に知られていくに従って、国民から、とりわけ高齢者からこんなひどい医療制度はぜひやめてほしい、早く死ねということかという、こういう声が現実に私も大きく広がっているというふうに理解をしています。

制度の内容につきましても、高齢者の暮らしを脅かすような保険料になる、こういう可能性のある内容だと思っていますし、そしてとりわけ受けられる医療に格差がつけられていく、こういう内容になっている。さらには、国の法律に基づいて運用されれば、保険証が取り上げられて医療そのものにかかれない、こういう人たちが一層ふやされていく、こういう内容だと理解をしていますので、出されました請願書の内容は妥当であるというふうに思い、紹介議員とさせていただきますので、ぜひとも十分にご審議をいただきまして、可決していただきますようお願いもして、説明とさせていただきます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑はございませんね。それでは、これにて質疑を終結いたします。

紹介議員、自席にお帰りください。

お諮りします。

本請願は文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第6 議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上、2件について関連がありますので、一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第104号及び第105号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第104号は、現在、委員をお世話になっております吉田均氏の任期が、平成20年3月31日をもって満了となるため、同氏を引き続き推薦いたしたく、また、議案第105号は、現在、委員をお世話になっております石田栄男氏の任期も、平成20年3月31日をもって満了となるため、新たに井崎晴夫氏をその後任の候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

両名とも非常に人格高潔で、最適任者でございます。法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、3月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、本議会に提案させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) これより議案第104号及び議案第105号について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより議案第104号及び議案第105号の討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案の候補者を最適任者として推薦することに決定しました。

議 長(糸井満雄) 次に、議案第105号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案の候補者を最適者として推薦することに決定しました。

次に、日程第7 議案第106号 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第106号 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成16年に国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正によりまして、従来ですと、当丹後地方を含め全国の積雪地を中心に広く支給されておりました寒冷地手当が、北海道や東北地方などの豪雪地帯に限って支給するという改正が行われたところでございます。

この結果、当地方の公務職員にとって急激な手当の減少となりますことから、平成16年度からの3年間は、従来の支給額を据え置いて支給しますものの、3年目に当たる平成18年度を最後に、この手当の支給が打ち切られることとなったものでございます。

そこで、与謝野町職員の寒冷地手当に関する条例の附則第2項において、ことし3月31日限りで、この条例を失効するという規定を設けて、職員には当然ながら、ことし4月以降は支給しないこととし、一方、職員の例により、支給することとしておりました特別職のうち町長、副町長及び教育長に対しても、一般職の職員に支給されないことから、自動的にこれらの特別職の職員についても、ことし4月以降は支給しないこととなっているものでございます。

今回、これら寒冷地手当を支給することとしておりました関係の条例が複数に及ぶこと。また、ただいまご説明申し上げましたように、実際には支給の根拠となります職員の寒冷地手当に関する条例が失効していることでもありますので、例年の人事院勧告に基づく給与改定にあわせ、本定例会にご提案申し上げた次第でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き詳細につきまして、議案資料でご説明を申し上げますので、議案資料の3ページをお開きください。

まず、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてでございますが、第3条の末尾にあります寒冷地手当の文言と、第5条第3項の規定を削除いたしております。

次に、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正では、第3条第1項の寒冷地手当の文言を削除するとともに、次のページでございますが、第28条の寒冷地手当に関する条文を削除とするものでございます。

続いて、与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、第2条と第3条第3項の寒冷地手当の文言を削除するものでございます。

以上のほか、寒冷地手当の支給の根拠となっておりました、与謝野町職員の寒冷地手当に関する条例の廃止につきましては、先ほど町長がご説明を申し上げましたとおり、条例の附則第2項

におきまして、本年3月31日限りで失効することとしており、既にその効力を失っておりますので、この条例自体は既に存在しないということになっております。

以上で、議案第106号、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第106号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第106号 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第107号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第107号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、ことしの人事院による給与改定の勧告に基づき、民間給与との格差を是正するため初任給を中心に、若年層に限定した給料月額を引き上げますとともに、扶養手当と勤勉手当についても改正が行われましたので、この勧告に基づいて本町職員の給与改定を行うとするものでございます。

また、今回の人事院勧告では本府省庁の事務次官などの、いわゆる指定職員に係る期末特別手当の勧告も行われたところですが、国におきましては厳しい財政事情や現下の経済情勢を踏まえ、国民、世論の動向をも勘案の上、特別職の国家公務員を含む指定職以上の改定を見送ることとされましたので、本町におきましても国と同様の事情によって、特別職の期末手当の改定を見送ることとしたものでございます。

以上の改定内容は、職員組合の内諾を得た上でご提案を申し上げます。

また、本改正案では、去る9月定例会でお認めいただきました育児短期間勤務関係の給与についても、あわせて一定整理を行うこととしております。

なお、既にご案内のとおり、本町の行政改革委員会よりまず答申が行われ、その後本町とし

て正式決定いたしました本町の行政改革大綱と、今回の職員の給与改定との関連について、特に申し上げておかなければならないものと考えております。

この行革大綱では、平成20年度からの5年間に、総額20億円もの歳出削減を行うこととなっておりまして、特に、職員の定数の削減とともに、職員給与の抑制を具体的な検討課題として示されておりますので、今後のできるだけ早い段階で、職員組合との協議を行う必要があります。

徹底した歳出削減のためには、特殊勤務手当をはじめ各種の手当は言うに及ばず、給料の一定割合をカットするなどの方法も真剣に検討する必要があります。そのためには町三役の給料や臨時職員の賃金の抑制も、考えていかなければならないものというふうに考えておりますが、職員給与の基本となるベースは、あくまでも近隣市町の状況や国の給与制度に基づいた水準を確保した上での話でなければなりませんので、今回はこの国の基準を確保するために人事院勧告どおりの給与改定を行うこととしたものでございますので、この点は皆様の特別なご理解をお願いしなければならぬものというふうに思っております。

以上のほか、この改正案の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続きまして、その詳細を申し上げます。議案資料の5ページをお開きください。

「平成19年職員の給与に関する条例改正案の概要」と題する資料でございます。

まず、民間給与との格差の是正についてでございますが、人事院の調査によりますと、民間給与と公務部門との給与の格差は0.35%となりまして、特に、初任給を中心に若年層に限定した給与月額を引き上げることとして、中高年齢層については、据え置きとしております。

この結果、行政職給与表(1)については、1級が1.1%、2級が0.6%、係長級の3級までは16号給までに限って改正が行われ、それ以上の号級や課長級の4級以上では、改定を行わないこととしております。

次に、子、父母等に係る扶養手当の引き上げについてでございますが、民間の扶養手当の支給状況との比較の中で、公務部門との格差が350円となっておりますことと、少子化対策の推進も考慮して、現行の月額6,000円を6,500円に引き上げることとしております。

続いて、期末勤勉手当の引き上げについてでございますが、この手当も民間の年間支給割合が4.51カ月となっておりますので、12月支給の勤勉手当の支給割合を、現行の0.725カ月から0.05カ月引き上げ、0.775カ月とすることで、年間の期末勤勉手当の支給割合を、現行の4.45カ月から4.5カ月とするものでございます。

また、平成20年度以降については、表にありますように6月、または12月の勤勉手当の支給割合を0.75カ月ずつ、年間で1.5カ月としております。

次に、国の給与改定と当町の給与改定の相違点でございますが、まず、地域手当については、当町が支給地域に該当しないことから適用しないこととしておりますし、次の専門スタッフ職の新設については、政策の企画や立案等に当たる国の本府省庁の課長補佐と、課長級の職であることから、当町では該当なく適用しないこととしております。

また、給与改定の適用日についてでございますが、国では民間給与との格差を是正するために、

今年4月にさかのぼって適用することとしておりますが、当町では、現在の国の給与制度に移行するために6月議会にお世話になりましたが、今年7月から給与構造の抜本的な見直しを行いましたので、これに合わせて今年7月にさかのぼっての改正を行うこととしたものでございます。

また、以上のほか本条例改正案では、今年9月の定例会でお認めをいただきました育児短時間勤務関係の給与に関する規定についても、あわせて一定の整理を行うこととしております。

議案資料では、8ページから11ページまでの新旧対照表のとおりでございますが、育児短時間勤務関係の取り扱いにつきましては、9月定例会でご説明申し上げました内容と変更はございませんが、給与条例の改正につきまして、9月の時点で京都府の自治振興課を通じて給与の支給に関する規則の改正資料の提出がございました。ただ、当町の給与条例に当たる国の給与法の改定資料の提出がなかったことから、給与の支給に関する規則の改正で対応するものと判断をしておりました。実際、現在まで育児短時間勤務職員を含め、正規職員異なる職員の給与につきましては、規則でその詳細を定めることとされておりましたし、国におきましても給与表を直接改正するのではなく、国家公務員の育児給与等に関する法律の中で読みかえ規定の手法をとることで、給与法自体の改正を行っていないという事情もあり、給与条例は改正はしてありませんでした。

その後、10月になりまして京都府から改正資料の提供がありましたことから、後先となりましたが、今回の給与改定にあわせて必要な改正を行うこととしたものでございまして、適用日につきましても育児短時間勤務制度の導入が10月1日からとなっておりますので、この関係の給与条例の改正は、10月にさかのぼって適用することとしております。

以上、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第108号 保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

大田町長。

町議長（太田貴美） 議案第108号 保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例改正は、野田川保健センターを与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野町障害者就労継続支援施設に用途変更するため、野田川保健センターに係る部分を削除するものでございます。

改正の内容につきまして、議案資料13ページの新旧対照表のとおり、第2条の野田川保健センター部分を削除します。また、4条の加悦保健センターの後の下線部分、「岩滝保健センター及び野田川保健センター」を「及び岩滝保健センター」に改正するものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これは担当課長の説明はありませんね。

本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第109号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野町障害者就労継続支援施設条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

大田町長。

町長（太田貴美） 議案第109号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野町障害者就労継続支援施設条例の制定について、提案理由のご説明申し上げます。

野田川保健センターを、障害者グループホーム・ケアホーム及び障害者就労継続支援施設に用途変更し、障害者の共同生活の住居並びに生産活動に係る知識の取得や、能力向上のための訓練の場を提供する施設として管理運営を行うため、条例制定を提案させていただくものでございます。

現在、施設の改修を行い整備をしているところでございます。改修後の施設の管理運営は、指定管理者制度により社会福祉法人を指定管理者として指定する予定にしておりますが、指定管理者につきましては、今後、条例に基づき選定し、手続が完了次第、次の定例会で指定の議案を提案させていただくこととしております。

条例の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 町長から条例制定の趣旨説明がございましたので、条例案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、設置の目的について規定するものでございまして、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害者福祉の増進を図ることを目的として障害者グループホーム・ケアホーム及び障害者就労継続支援施設を設置することとしております。

続きまして、第2条は、施設の名称及び位置について規定しております。

次に、第3条は、設置目的達成のため、施設の管理運営について規定するものでございます。

第4条では、利用の場合の制限について規定しております。

第5条は、施設で行う業務について規定するものでございまして、グループホーム・ケアホームは共同生活を行う上での介護、その他の支援、また、就労継続支援施設は、弁当工房での生産活動の訓練等を行うこととしております。

第6条は、指定管理者による管理について規定するものでございます。

また、第7条では、規則への委任について規定しております。

最後に、附則では、施行期日を平成20年4月1日からとしております。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第110号 峠辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第110号 峠辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地地域の均衡ある整備を図る上で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財

政上の特例措置等に関する法律の定めにより計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田財政企画課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 議案第110号 峠辺地に係る総合整備計画の策定につきまして、ご説明を申し上げます。本日配布させていただきました辺地総合整備計画年度別内訳表等に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の定めにより、議会の議決を経て計画を策定する必要があるものでございます。この計画に基づきまして事業を実施するものにつきましては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。

今回の当該地域の辺地計画の策定につきましては、平成18年度で計画期間が終了しましたので、新たに平成19年度から平成23年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。

その内容につきましては、平成19年度に米貯蔵施設整備事業として72平方メートルの米低温貯蔵庫1棟を整備するもので、事業費は2,708万8,000円を計画いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第111号 香河辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第111号 香河辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地地域の均衡ある整備を図る上で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律の定めにより計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田財政企画課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 議案第111号 香河辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明を申し上げます。

今回の当該地域の辺地計画の策定につきましても、平成18年度で計画期間が終了しましたので、新たに平成19年度から平成23年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。

その内容につきましては、町道明石香河線改良事業、日晩寺中農道整備事業、日晩寺上農道整備事業、簡易水道統合整備事業に伴う香河浄水場改良事業を策定いたすものでございます。

町道明石香河線改良事業につきましては、平成14年度に辺地計画を策定し、平成16年度から事業を実施している継続事業でございます。車道幅員5.5メートル、延長1,300メートルの改良事業でございます。平成19年度から平成23年度までの計画策定期間中の事業費は、

5億4,200万円を計画しているもので、この計画期間内に香河工区計画分は事業完了となる見込みでございます。

次に、基盤時の二つの農道整備事業につきましては、平成19年度と20年度にそれぞれ産業の振興面から、農道舗装整備をするもので、農道延長1,135メートル、幅員3.0メートルで、事業費は1,070万円を計画いたしております。

次に、簡易水道統合整備に伴う香河浄水場改良事業につきましては、国の水道事業の方針転換に基づいて、町では現在ある13カ所の簡易水道と1カ所の上水道を、平成28年度に1浄水場とする計画をし、現有の老朽施設、または能力不足の施設を統合し、新たな水道事業として抜本的に整備することといたしております。この計画に沿いまして、香河、加悦、温江、明石簡易水道の統合事業を進めるに当たって、香河浄水場の未整備となっている電機計装設備等を平成19年度に新たに整備するもので、事業費は630万円を計画いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第112号 温江上辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第112号 温江上辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画の変更は、辺地地域の均衡ある整備を図る上で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律の定めにより計画を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田財政企画課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 議案第112号 温江上辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、当該地域の辺地計画を見直す理由につきまして、まずご説明を申し上げます。

当初計画では、当該辺地地域に供給している温江簡易水道施設は、昭和33年に創設整備されたもので、老朽化が著しく、その更新が急務となっております。

さらに下排水路が未整備のため、農業集落排水施設整備事業を予定していたこともあり、その水量確保のため既存の簡易水道施設の改良を、農業集落排水施設整備事業より先に進める計画としておりました。

しかし、国の水道事業の方針転換に基づいて、町では現在ある13カ所の簡易水道と1カ所の上水道を、平成28年度に1浄水場とする計画をし、現有の老朽施設、または能力不足の施設を統合し、新たな水道事業として抜本的に整備することといたしております。

そのため、この計画に沿って、先ほどもご説明申し上げましたが、香河、加悦、温江、明石簡易水道の統合事業を進めるに当たっての温江簡易水道施設整備の見直しと、農業集落排水施設整

備事業を統合事業と並行して実施することとしたものでございます。

計画変更後につきましては、温江簡易水道施設の見直しにより浄水場は廃止し、統合事業による浄水場の建設、当該辺地では配水池送配水管の整備を平成20年度から計画することとし、計画策定期間中の当該辺地按分事業費は、5億5,900万円と計画いたしております。

また、農業集落排水施設整備事業につきましては、平成19年度から実施することとし、計画策定期間中の事業費は、4億218万円を計画いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第113号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第113号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は4,995万9,000円を減額し、総額を103億9,111万3,000円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

17ページ、18ページをお開き願います。

まずは、各科目で共通して計上しております職員人件費につきましては、一般会計総額で1,302万7,000円減額いたしております。これは平成19年度人事院勧告による追加並びに職員の異動による支出科目の変更等、精査に伴って減額するものでございます。

次に、飛びますが、27、28ページの3款、民生費、1項、社会福祉費では、1目、社会福祉総務費の社会福祉協議会活動助成事業で、19節、負補交を500万円追加いたしております。

与謝野町社会福祉協議会では、多岐にわたる社会福祉活動を推進していただいておりますが、運営は非常に厳しいものがあり、町から一定の補助金を追加支援するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金は、総額で70万4,000円減額いたしております。

中身としましては、事業勘定分が国保基盤安定負担金として1,179万6,000円追加し、一方で、直診勘定分を診療収入の増額見込みにより、1,250万円減額するものでございます。

次に、2目、障害福祉費では、障害福祉サービス事業を総額で1億1,853万円減額いたしております。それぞれのサービス事業で今後の見込みを立て、減額するものでございます。

中でも20節、扶助費にあります自立支援給付費は、施設訓練等の事業やデイサービス事業での実績が大幅な減の見込みから、1億円を超える減額となるものでございます。

次のページの重度心身障害老人健康管理事業、並びに自立支援医療給付事業につきましても、今までの実績から今後の見込みを立て、追加あるいは減額いたしております。

障害者福祉施設整備事業は、15節、工事請負費を297万8,000円追加いたしております。当初予算で計上しておりましたリフレかやの里に隣接いたしますケーキ工房に、障害者の就労施設としてパン工房を併設するものでございますが、実際に詳細設計をしてみたところ、パン

を焼く窯の設置のための専用配線やキューピクル等の追加が必要となったもので、それらの工事を追加するものでございます。

3目、高齢者福祉費では、高齢者福祉費一般経費で、28節、繰出金、老人保健特別会計繰出金を医療費の増額により、一般会計負担分として743万3,000円追加いたしております。

次に、31ページ、32ページの2項、児童福祉費、2目、児童福祉施設費では、保育所整備事業で13節委託料を354万5,000円追加いたしております。

これは加悦、岩滝、市場、山田の4園について、耐震診断調査を実施するものでありますが、当初予算では概略設計で計上しており、改めて詳細設計をした結果、追加が必要となったものでございます。

次に、33、34ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費では、地域医療確保奨学金貸与事業を120万円追加いたしております。

9月補正では2名分を計上いたしておりましたが、北部の医師不足対策としての制度でございまして、今回、産婦人科医と小児科医の2名の方がふえましたので、4名への貸し付けを見込み追加いたすものでございます。

次のページの2項、清掃費、2目、塵芥処理費では、廃棄物処理施設管理運営事業を250万円追加いたしております。

クリーンセンター跡地に整備中のストックヤードに瓶保管庫を設置することとしておりますが、今後の管理を考えると、その保管庫にも上屋を整備するべきであるとのことから、15節、工事請負費を追加するものでございます。

次の37、38ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、安心・安全な米販売支援事業を新規に計上いたしております。

DNA検査や残留農薬検査などを実施し、安心・安全な米の販売促進を図る事業に対して、事業費の2分の1で上限10万円の補助金を、全額京都府の補助金をもって交付するもので、19節、負補交を30万円追加いたしております。

次のページにかけての京の稲作担い手緊急支援事業では、本年度からスタートした品目横断的経営安定対策として、法人や農作業受託組織の規模拡大や、経営強化に取り組むことを支援するための事業費の3分の1の補助金を、全額京都府の補助金をもって交付するものであり、19節、負補交を612万7,000円追加しております。

4目、農地費の農地費一般経費では、28節、繰出金で、農業集落配水特別会計繰出金を664万1,000円追加いたしております。

後ほど特別会計でもご説明申し上げますが、温江地区の農業集落排水事業で、国から事業の前倒しの指示があったことを受け、大幅に事業量を追加したことによるものでございます。

次に、2項、林業費、2目、林業振興費では、次のページへかけての有害鳥獣対策事業を18万円追加いたしております。

本年度は、これまで京都市内で実施されてきました狩猟講習会の会場を元気館に誘致しましたところ、町内から14名が受講いただき、うち12名の方が合格され、11名の方が猟友会に狩猟登録をされましたので、その11名の方への狩猟免許等取得支援事業補助金を追加するものでございます。

次に、8款、土木費では、45ページ、46ページの2項、道路橋りょう費、第3目、道路新設改良費で、道路新設改良事業を1億328万3,000円減額しております。

これは次のページへかけて計上しておりますとおり、町道明石香河線の事業費の組みかえや、大幅な減額によるものですが、当初予算で見込んでおりました国庫補助金の内示額が大幅に減額になったことにより、工事内容を見直したことによるものでございます。

また、明石香河線関連発掘調査事業では、道路改良事業に伴い遺跡発掘調査が必要となることから、それらにかかります経費として総額で700万円追加していただいております。

次に、49ページ、50ページの5項、都市計画費、1目、都市計画総務費では、街路整備事業を336万7,000円追加いたしております。

これは平和通りの用地交渉が成立したことによるもので、17節、公有財産購入費を追加するものでございます。

2目、公共下水道費では、公共下水道費一般経費、28節、繰出金で、下水道特別会計繰出金を664万1,000円減額いたしております。

後ほど下水道特別会計でもご説明申し上げますが、事業費の精査により減額となったことによるものでございます。

次に、55、56ページの10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費では、小学校管理運営事業を535万5,000円追加いたしております。

主なものとしましては、17節、公有財産購入費を185万4,000円追加いたしております。これは加悦小学校に隣接します駐車場用地で、以前から私有地との境が確定しておらず、このたびようやく境界確定ができました。現在、駐車場として供用しています用地の中に、個人の土地が含まれていたことが判明しましたので、その用地を買収させていただくものでございます。

次に、飛びますが、61ページ、62ページの5項、社会教育費、3目、知遊館費では、知遊館管理運営事業を7,342万1,000円追加いたしております。

これは知遊館の南駐車場用地が借地でありましたが、当時、賃貸契約をお世話になりました地権者の方がお亡くなりになり、相続をされたことから、相続人の方との交渉が成り立ちましたので今回購入することとし、追加するものでございます。

次に、65、66ページの12款、諸支出金、1項、普通財産取得費、1目、土地取得費は、普通財産購入事業を3,891万3,000円追加いたしております。

これは旧加悦町で、土地開発公社を活用して先行取得されました金屋工業団地造成分用地につきまして、売却代金は既に収入されていましたが、財政的な事情により公社に償還ができていませんでした。総務常任委員会とも協議の上、後年度の利子の軽減も考慮して、今回すべてを買い戻しいたたく追加するものでございます。

13款、予備費は、937万1,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

9款、地方交付税は、交付決定に伴い普通交付税を5,990万9,000円追加いたしております。

12款、使用料及び手数料、1項、使用料は、有線テレビ施設使用料や野田川衛生プラントの伊根町分使用料など、総額で228万5,000円追加いたしております。

2項の手数料は、3目、衛生手数料で、野田川衛生プラントのくみ取り手数料を、今までの実績から今後の見込みを立て、540万円減額いたしております。

13款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金は、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、国保基盤安定負担金を274万1,000円追加するとともに、障害者自立支援給付費負担金を、給付費見込みの大幅な減額から5,551万5,000円減額いたしております。

2つとびまして、14款、府支出金の民生費府負担金につきましても同様で、府の負担分として追加、あるいは、減額いたしております。

戻っていただきまして、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、先ほどの歳出でご説明いたしました知遊館南駐車場整備事業に対し、合併補助金の交付決定を受けておりますので、640万8,000円追加いたしております。

7目、土木費国庫補助金は、歳出で説明いたしました町道明石香河線道路改良事業にかかります内示額が大幅に減額したことにより、道路改良事業費補助金を5,555万円減額いたしております。

14款、府支出金、2項、府補助金、2目、民生費府補助金は、2節、福祉医療費補助金、4節、障害福祉費補助金を、それぞれの事業での実績見込みから追加、あるいは減額するなどし、民生費府補助金総額で47万5,000円追加いたしております。

5目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金は、総額で642万7,000円追加いたしております。歳出でご説明いたしました安心・安全な米販売支援事業費補助金、京の稲作担い手緊急支援事業費補助金を、それぞれ追加するものでございます。

17款、繰入金、1項、基金繰入金では、1目、財政調整基金繰入金を1,000万円減額し、調整いたしております。

20款、町債は、総額で2,350万円追加いたしております。事業の追加や事業費の増減、補助金の増減等によりそれぞれ調整し、追加あるいは減額いたしたものでございます。

なお、8ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更しております。

以上が、平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第114号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第114号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、2,271万5,000円を追加し、総額を9億3,917万5,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

6款、繰越金は、前年度繰越金が確定いたしておりますので、2,271万5,000円追加いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。13ページ、14ページをお開き願います。

1款、総務費は、一般会計でご説明させていただきました人事院勧告並びに異動などによる職員人件費の増減でございます。

2款、維持管理は、クリプトスポリジウム対策の本指針が出され、毎日の水質検査が義務づけられましたので、濁度計のない浄水場に携帯用の濁度計を購入するため、18節、備品購入費で69万3,000円を追加いたしております。

3款、改良費は、6月補正予算で債務負担行為を設定し、丹後地区土地開発公社で試掘調査の先行取得をお認めいただきましたが、今回、前年度繰越金の財源もあることから、債務負担行為を廃止し、13節、委託料で600万円追加し、試掘調査を行うものでございます。

17節、公有財産購入費は、以前、旧野田川町で取水栓の試掘調査を、丹後地区土地開発公社で行ったものが2,583万円残っており、今回、そのうちの1,000万円を買い戻すことといたしております。今後も財源を確保し、早期にすべて返済していきたいというふうに考えております。

6款、予備費は、577万8,000円追加し、調整いたしております。

6ページ、第2表、債務負担行為補正として、先ほどご説明させていただきました取水栓の試掘の先行取得をやめましたので、廃止させていただいております。

以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第115号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第115号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、664万1,000円を減額し、総額を17億9,703万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお開き願います。

職員人件費は、人事院勧告並びに異動によるものなどの増減分と、事業費の事務費等、1款、総務費、2款、維持管理費、3款、事業費へ組みかえをし、調整するものでございます。

3款、事業費は、事業認可期間が平成20年度で終わることもあり、補助事業が計画どおりに実施できず、公共下水道、特環下水道とも事業量を縮小いたしております。

一方で、特環下水道につきましては、補助対象外の単独事業が増加することとなり、全体事業費では変更なく、相殺した形となっております。

4款、公債費は、町債の利子が見込みより利率が低かったことなどにより、450万円減額い

たしております。

5款、予備費は、24万3,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

3款、国庫支出金は、歳出でご説明させていただきましたように、補助事業の縮小に伴いまして3,000万円減額させていただき、5款、繰入金で、一般会計繰入金を664万1,000円減額し、調整いたしております。

8款、町債は、先ほどご説明させていただきましたように、公共下水道事業の補助金事業の減額と、特定環境保全公共下水道事業の補助事業と単独事業の組みかえ等によりまして、3,000万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第116号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第116号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、7,825万1,000円を追加し、総額を1億3,8272万1,000円とするものでございます。

まずは、歳出についてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお開き願います。

職員人件費は異動などによる増減と、事業費の増額に伴う事務費を、1款、総務費、2款、維持管理費、3款、事業費で調整いたしております。

また、3款、事業費は、府の内示の増額によりまして、事業を前倒しで行うこととなり、7,762万円追加いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

3款、府支出金は、府の内示の増額によりまして、3,131万円追加いたしております。

5款、繰入金は、664万1,000円を一般会計から繰り入れることとし、調整いたしております。

8款、町債は、事業費の増額に伴いまして4,030万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第117号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第

3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第117号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定の補正でございます。また、歳出のみの補正でございますので、総額の変更はございません。6ページ、7ページをお開き願います。

1款、総務費で、職員の共済組合負担金の負担率変更等により、12万9,000円追加となっております。

3款、予備費で、同額を減額し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

皆さんにお諮りいたします。

ただいま12時少し前ですけれども、あと3議案が残っておりますが、少し延長いたしますけれども、すべて提案をしていただきたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) それでは、引き続き提案していただきたいと思っております。

次に、日程第19 議案第118号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第118号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では1億9,042万7,000円を追加し、総額を26億9,449万8,000円とするものでございます。

まずは、歳出についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

2款、保険給付費から5款、共同事業拠出金は、それぞれ今後の見込みを立て増額いたしております。

9款、諸支出金は、前年度の療養給付費負担金返還金を204万5,000円追加いたしております。

10款、予備費は、238万6,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

4款、国庫支出金から7款、共同事業交付金は、歳入の見込みに合わせ調整いたしております。

9款、繰入金は、1項、一般会計繰入金は、保険基盤安定分の申請額に合わせて追加いたしております。

2項、基金繰入金につきましては、財源不足を調整するため財政調整基金から3,171万

9,000円繰り入れるものでございます。

次に、直診診療所勘定の補正は、622万6,000円追加し、総額を8,653万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。24ページ、25ページをお開き願います。

1款、診療収入は、これまでの収入から今後の見込みを立て、1,204万円増額いたしております。

4款、繰越金は、前年度繰越金が確定しておりますので、668万6,000円追加いたしております。

6款、繰入金は、診療収入の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金を減額し、調整いたしております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

1款、総務費、1目、一般管理費は、総額で1万9,000円追加いたしております。これは人事院勧告や時間外勤務手当などによる職員人件費の増減と、下水道接続工事に伴います浄化槽維持管理委託料の減額と、浄化槽清掃作業委託料の増額などによるものでございます。

2目、財産管理費は、屋根改修工事費の不用額を40万円減額し、新たに下水道接続工事費を240万円計上いたしております。

2款、医業費は、患者数の増加により医薬材料費を400万円追加いたしております。

4款、予備費は、20万7,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第119号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第119号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、1億3,976万円を追加し、総額を24億1,404万2,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

1款、医療諸費は、給付見込みの増加により、1目、医療給付費を1億3,300万円、3目、高額医療費を676万円追加いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

1款、支払基金交付金から4款、繰入金まで、歳出の給付見込みに合わせて負担割合により追加いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第120号 平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第120号 平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的支出のみの補正でございます。3ページから4ページをお開き願います。

収益的支出は、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費で、工事請負費を800万円追加いたしております。

当初予算で計上しておりました男山第一水源掘削機械搬入用仮設架台設置工事におきまして、仮設架台の骨格となる鋼矢板の安定計算を現場に合わせて精査しましたところ、構造上の問題が発生しましたため、工法を見直した結果によるものでございます。

その他につきましては、一般会計同様、職員人件費について、平成19年度人事院勧告並びに職員の異動により追加、あるいは減額いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

次回は12月12日午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

ご苦労さまでございました。

（散会 午後0時02分）